

# 2020年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 専修学校留学生

日本政府文部科学省は、日本の専修学校において、専修学校留学生として修学する外国人留学生を下記のとおり募集する。

## 記

### 1. 専修学校留学生の定義

専修学校の専門課程に在学する者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者をいう。

### 2. 募集分野

専修学校留学生に申請する者は、以下の手順で希望する専攻分野・学科を選択し、申請書の「日本での希望専攻分野及び学科等」欄に記入すること。

(1) 以下のA～Fの中から、希望する専攻分野を1つ選択すること。

A. 工業関係	B. 衛生関係	C. 教育・社会福祉関係
D. 商業実務関係	E. 服飾・家政関係	F. 文化・教養関係

(2) 別紙「専攻分野に関連する主な学科等」を参照し、選択した専攻分野の中に設定された「学科等名」から、希望する学科を選択すること。第2希望まで選択することができる。

(注1) 専攻分野A～Fの中に設定された「その他」を選択する者は、申請書の「希望専攻分野名」「希望学科名」「希望理由」欄に、どのような分野を希望するのか具体的かつ詳細に記入すること。なお、以下の例をはじめ、「専攻分野に関連する主な学科等」に記載のない学科等名・主な学習内容に対応する受入れ学校がない場合は、不採用又は採用を辞退する必要があることに留意すること。

(受入れが困難な学科の例) 医学、生物学、心理学、飛行機操縦等

### 3. 専修学校留学生の修学内容等

#### (1) 予備教育

- ① 最初の1年間は、文部科学省が指定する予備教育機関に入学し、予備教育を受ける。授業の内容は、専修学校での修学に必要な日本語教育を中心とする日本事情等である。
- ② 予備教育を修了した者は文部科学省の指定する専修学校に入学する。なお、予備教育を修了することができなかつた場合、専修学校へ入学することはできず、その時点で奨学金は停止され、帰国することとなる。

## (2) 専修学校での修学

- ① 予備教育修了者が入学する専修学校は文部科学省が予備教育機関及び関係専修学校と協議して決定する。この決定に対する異議は認めない。
- ② 専修学校留学生は、専修学校の課程のうち高等学校卒業を入学資格とする専門課程に入学し、2年間の専門教育を受ける。卒業した者には卒業証書が授与される。
- ③ 授業は全て日本語で行われる。

## (3) 専攻分野の変更及び転学

- ① 予備教育及び専修学校での修学において、専攻分野の変更は原則として認めない。
- ② 予備教育及び専修学校での修学途中で、他の学校への転学は認めない。

## 4. 応募者の資格及び条件

文部科学省は、日本において修学することを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、以下の資格・条件を満たす外国人留学生を募集する。

### (1) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。第1次選考は応募者が選択した国籍を有する国に所在する日本国大使館及び総領事館（以下、「在外公館」という）で行う。

### (2) 年齢

原則として1995年4月2日以降に出生した者。ただし、下記(3)の学歴条件番号③を満たす者は、専修学校入学時点で18歳以上であることが必要である。

例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

### (3) 学歴

以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。（2020年3月までに満たす見込みの確実な者を含む。）
- ② 外国において、日本の高等学校に対応する学校の課程を修了した者。（2020年3月までに満たす見込みの確実な者を含む。）
- ③ 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者。（2020年3月までに満たす見込みの確実な者を含む。）
- ④ 上記以外で、申請時点で日本の専修学校専門課程への入学資格を有する者。

#### (4) 日本語等

積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で専修学校専門課程の教育を受けようとする者。

#### (5) 健康

所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。

#### (6) 渡日時期

原則として2020年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。居住地からの出発日も4月1日以降とする。

やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、文部科学省又は受入予備教育機関の指定する期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。

#### (7) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

#### (8) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人または軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は受入学校の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。  
なお、文部科学省外国人留学生学習奨励費（留学生受入れ促進プログラム（Monbukagakusho Honors Scholarship for Privately-Financed International Students））は日本政府（文部科学省）奨学金に含まれない。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには2019年度奨学金支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び2020年度奨学金支給開始のプログラムが含まれる。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ⑥ 奨学金支給期間開始後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）

から奨学金を受給することを予定している者。

- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑩ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

## （9）その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

## 5. 奨学金支給期間

（1）2020年4月から2023年3月までの3年間（渡日直後から1年間の予備教育を含む）とする。

（2）奨学金支給期間の延長について

専修学校卒業後、大学学部3年次に編入学を許可された者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、文部科学省による進学に伴う審査を受け、採用された場合に奨学金支給期間が延長されることがある。

## 6. 奨学金等

### （1）奨学金

月額117,000円を支給する（特定の地域において修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する）。なお、日本政府の予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。専修学校又は予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

### （2）教育費

専修学校等における入学金、授業料及び入学検定料は文部科学省が負担する。

### （3）旅費

#### ① 渡日旅費

文部科学省は、上記「4.（6）渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する留学生に対し、旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入学校が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学

生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入学校が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国以外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により上記「4.（6）渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

## ② 帰国旅費

文部科学省は、原則として専修学校を卒業し、上記「5. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入学校が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「7. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

## 7. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取りやめる。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 専修学校又は予備教育機関における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 専修学校又は予備教育機関において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

## 8. 選考

(1) 在外公館では、第1次選考として書類審査、筆記試験及び面接試験を行う。

- ① 筆記試験における受験科目（必ず全員が受験するもの）：日本語、英語、数学
- ② 筆記試験の際は、電卓等の使用を禁止する。

(2) 第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とし、採否の理由は開示しない。なお、第1次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。

(3) 第1次選考合格者は在外公館から文部科学省に推薦される。文部科学省は在外公館から推薦された候補者について、第2次選考を行い、採用者を選定する。選考は専攻分野ごとに行う。

(4) 最終的な採否の結果は在外公館を通じて概ね2020年1月中に通知する。採否の理由は開示しない。また、配置機関の決定に対する異議は認めない。

## 9. 申請書類

申請者は、下記の書類を、国籍国内の在外公館にその指定する期限までに提出する。提出された書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正本 1部	写し 1部	備考
①	申請書	○	○	2020年度版様式を使用のこと。(注4)
②	出身学校の全学年の学業成績証明書	○	○	出身学校又は当該国政府が発行したもの。(注5)
③	出身学校の卒業証明書	○	○	卒業見込者は卒業見込証明書。(注6)
④	最終出身学校の長又は担任教員の推薦状	○	○	様式は自由。サンプル有。(注7)
⑤	健康診断書	○	○	2020年度版様式を使用のこと。
⑥	在学証明書	●	●	大学等に在学中の者のみ提出。
⑦	大学入学資格等認定試験合格証明書	●	●	大学入学資格等認定試験合格者のみ提出。(注6、8)
⑧	言語能力証明書		● (2部)	日本語、英語に関する能力を有することを証明する書類がある場合のみ写し2部を提出。正本は不要。(注9)

(注1) ○の書類は提出必須である。●の書類は該当者のみ提出。

(注2) 全ての書類は、日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

(注3) 全ての書類は、正本一式、写し一式の2部にそれぞれまとめて提出すること。また、全ての書類の1ページ目右上に必ず①～⑧までの申請書類番号（上表のNo.参照）を記載すること。

(注4) 申請書に貼付する写真は、最近6か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは4.5×3.5 cm、上半身・正面・脱帽のこと。また写真の裏面に

国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータにデジタル画像を貼り付け、申請書を印刷することは可とする。

(注5) 申請者の最終学歴に応じて以下の書類を提出すること。

(a) 高等学校在籍中の者又は卒業生 … 高等学校の成績証明書

(b) 大学在籍中又は卒業生 … 高等学校及び大学の両方の成績証明書

成績証明書の内容は、学年ごとに取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのかが分かるものとする。在籍中の者は当該学校又は大学の入学から申請時点で判明している学期までの成績証明書を提出すること。採用までに当該学校又は大学を卒業した場合は未提出期間分の成績証明書を速やかに追加提出すること。最終出身学校が中高又は小中高一貫校の場合は、高等学校（後期中等教育）に対応する全学年分の成績証明書を提出すること。

(注6) 申請者の最終学歴に応じて以下の書類を提出すること。

(a) 高等学校在籍中の者 … 高等学校の卒業見込証明書

(b) 高等学校卒業生 … 高等学校の卒業証明書

(c) 大学在籍中の者 … 高等学校の卒業証明書（加えて、「⑥在学証明書」を提出すること。）

(d) 大学卒業生 … 高等学校及び大学の両方の卒業証明書

卒業証明書及び大学入学資格等認定試験合格証明書は、卒業証書及び合格証書の写しでも代用可（一切返却しないので原本は提出しないこと）。ただし、その場合は当該出身学校、試験施行機関等の責任者による確認証明を付すこと。採用までに当該学校又は大学を卒業した場合は卒業証明書を速やかに追加提出すること。

(注7) 推薦状の発行者について、高等学校又は大学卒業生は当該学校又は大学とし、在籍中の者は在籍中の当該学校又は大学とする。

(注8) 大学入学資格等認定試験合格者が申請する場合、大学入学資格等認定試験合格証明書を提出すれば、②学業成績証明書、③卒業証明書、④推薦状の提出は省略可とする。

(注9) インターネットから証明書を印刷する場合は、申請者の氏名及び当該能力を証明できる内容（レベル、スコア等）を含むページを印刷して提出すること。

## 10. 注意事項

(1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、学校の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。

(2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。

(3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。

(4) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。

(5) 宿舎について

① 予備教育期間中の留学生宿舎

原則として予備教育機関が運営する宿舎に入居することができる。宿舎に関する諸費用は自己負担となる。

② 専修学校入学後の留学生宿舍

留学生宿舍に引き続き入居するか、各専修学校があっせんする宿舍に入居することができる。宿舍に関する諸費用は自己負担となる。

(6) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置学校、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府が実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生として紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。

(7) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。

(8) この募集要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。

(9) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。